

(平成23年1月19日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東京地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1件

厚生年金関係 1件

## 第1 委員会の結論

総務大臣から平成22年7月21日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあつせんについては、同日後に新たな事実が判明したことから、当該あつせんによらず、厚生年金保険法の規定に基づき、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日を昭和61年11月16日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、16万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月16日から同年11月16日まで

A社C工場に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、社内異動はあったが同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録については、雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった人事記録から、申立人は、昭和61年11月16日付けでA社C工場から同社D工場内の同社技術センターに異動したものであり、厚生年金保険料の控除が認められることから、既に当委員会で決定したあつせん案の報告に基づき、平成22年7月21日付けで、総務大臣から厚生労働大臣宛に年金記録に係る苦情のあつせんが行われている。

しかしながら、当該あつせん後に、年金事務所から、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」により、B社に対し、特例納付保険料の納付の勧奨が行われたが、その後、同社から新たな資料として、E厚生年金基金宛の申立人に係る申立期間当時の資格喪失届が提出され、当該喪失届には、A社C工場における資格喪失日は昭和61年11月16日と記録されていることが確認できる上、B社の担当者は、「当時、社会保険事務所（当時）、厚生年金基金及び健康保険組合への届出用紙は複写式であった。」旨供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する昭和61年11月16日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記厚生年金基金宛の資格喪失届の記録から、16万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和54年4月1日、資格喪失日に係る記録を56年3月26日とし、申立期間の標準報酬月額を、54年4月から55年6月までは11万円、同年7月から56年2月までは16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月1日から56年3月26日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和54年4月1日から56年3月25日まで継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

そして、申立期間においてA社に勤務し、申立人と同じ業務に従事していたとされる元従業員については、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる上、複数の元従業員は、「同社は、厚生年金保険には強制的に加入させる取扱いだった。」旨供述している。

また、申立人及び複数の元従業員が供述したA社の当時の従業員数と厚生年金保険被保険者数が一致することから、申立期間当時、同社では、全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがわれる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における同僚（申立人と同職種の元従業員）のオンライン記録から、昭和54年4月から55年6月までは11万円、同年7月から56年2月までは16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は既に死亡しており、不明であるが、申立期間において健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和54年4月から56年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所（現在は、B事業所）における申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和44年12月20日）及び資格取得日（45年3月12日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月20日から45年3月12日まで

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同事業所には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録によると、A事業所において、昭和42年7月13日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、44年12月20日に資格を喪失後、45年3月12日に同事業所において再度資格を取得しており、44年12月20日から45年3月12日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、A事業所において、申立人と同じ事務担当者であった元同僚は、「申立人は、継続して勤務しており、在籍中に勤務形態や業務内容に変更は無かった。」旨供述している上、申立人の上司であった元事務長は、「申立人が途中で一旦退職し、その後、再度入社した記憶は無い。私は、当時、社会保険の手続の責任者であったが、本人の希望等で厚生年金保険を一時的に加入させないなどの手続を認めたことは無い。」旨供述している。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間及びその前後の期間に、申立人と同職種の者で一度被保険者資格を喪失し、再度取得した者は、申立人以外には見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和44年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年12月から45年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を、平成4年4月から同年9月までは41万円、同年10月から5年9月までは44万円、同年10月から6年7月までは47万円、同年8月から7年1月までは53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から7年2月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、取締役であったが、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではない営業部長だったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における標準報酬月額は、オンライン記録によると、平成4年4月から同年9月までは41万円、同年10月から5年9月までは44万円、同年10月から6年7月までは47万円、同年8月から7年1月までは53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年2月21日の後の同年4月24日付けで、それぞれ11万円に遡って訂正処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、A社に係る商業登記簿謄本によると、平成5年3月26日に取締役重任し、当該訂正処理が行われた7年4月24日において引き続き取締役であることが確認できるが、同社の複数の元同僚は、「申立人は、営業担当の取締役であり、厚生年金保険関係事務には全く関与していなかった。」旨供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成4年4月から同年9月までは41万円、同年10月から5年9月までは



44 万円、同年 10 月から 6 年 7 月までは 47 万円、同年 8 月から 7 年 1 月までは 53 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月から34年1月5日まで

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所には昭和32年3月から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所の複数の元従業員による「申立人が昭和32年3月に入社し、当事業所で勤務していたのを覚えている。」旨の供述から判断すると、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A事業所の当時の代表者は既に死亡しており、また、元取締役は、「当時の関係書類が残っておらず、申立人の厚生年金保険の届出及び保険料納付は不明である。」旨供述していることから、同事業所における申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「当時、従業員の勤務が定着するかどうかを見極めた上で、厚生年金保険の加入手続がなされたようである。」旨供述している上、入社してから約3年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している元従業員が複数確認できるなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

また、厚生年金保険被保険者番号払出簿によると、申立人は、昭和34年1月5日にA事業所において厚生年金保険の資格を取得している旨記録されており、これは、オンライン記録による厚生年金保険被保険者の資格取得日（昭和34年1月5日）と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。